

静止地球環境観測衛星の運用等事業

サービス対価の算定及び支払方法

国土交通省 気象庁

## 1 サービス対価の構成

サービス対価は、「業務要求水準書」第2部第1章に示す対象施設及び対象設備の整備に関する費用（以下「施設・設備整備費」という。）、同第2章に示す対象施設及び対象設備の維持管理に要する費用（以下「維持管理費」という。）、同第3章に示す本事業衛星の運用等に関する業務に要する費用（以下「運用費」という。）、本件事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）及び消費税等から構成される。詳細は表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項目	内 訳	構成される費用の内容
① 施設・設備整備費	ア 施設・設備費 <sup>(注1)</sup> (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の整備費</li> <li>無線に係る設備の整備費</li> <li>衛星管制に係る設備の整備費</li> <li>観測データ受信に係る設備の整備費</li> <li>通報局資料受信に係る設備の整備費</li> <li>観測データ伝送に係る設備の確保に要する費用</li> <li>周波数の確保、無線局の申請に要する費用</li> </ul>
	イ その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の開業に伴う諸費用</li> <li>建中金利</li> <li>融資組成手数料</li> <li>その他施設・設備整備等に関して必要と認められる費用等</li> </ul>
	ウ 割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>割賦手数料</li> </ul>
② 維持管理費	ア 維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の維持管理費</li> <li>対象設備の維持管理費</li> <li>対象設備の改修・更新費</li> <li>周波数の確保、無線局の再申請・検査費</li> <li>その他維持管理に関して必要と認められる費用等</li> </ul>
③ 運用費	ア 運用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>100日間連続観測運用試験の実施に要する費用</li> <li>衛星管制に係る費用</li> <li>観測データ受信に係る費用</li> <li>通報局資料受信に係る費用</li> <li>その他運用に関して必要と認められる費用等</li> </ul>
④ その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>S P Cの管理費</li> <li>S P Cの税引前利益（株主への配当への原資等）</li> </ul>	
⑤ 消費税等	①（ウを除く）から④までに係る消費税及び地方消費税	

(注1) 対象施設の利用権原を賃借により確保する場合において、賃借に係る費用等は施設・設備費に含める。

(注2) I Tシステムのリース調達及び保守管理に要する費用は運用費に含める。

## 2 サービス対価の算定方法

### (1) 施設・設備整備費

#### ① 施設・設備費

施設・設備費には、対象施設（「業務要求水準書」第1部第2章1に示す対象施設をいう。以下本資料において同じ。）について、本件事業を実施するために必要とする費用として、施設整備に係る設計費、工事費等を含む。

また、対象設備（「業務要求水準書」第1部第2章2に示す対象設備をいう。以下本資料において同じ。）について、本件事業を実施するために必要とする費用として、無線に係る設備の整備費用、衛星管制に係る設備の整備費用、放射計データ受信に係る設備の整備費用、通報局資料受信に係る設備の整備費用、観測データ伝送に係る設備の確保に要する費用、周波数の確保、無線局の申請に要する費用等を含む。

#### ② その他費用

その他費用には、対象施設及び対象設備について、本件事業を実施するために必要とする費用として、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、資金調達に必要な融資等に係る金利及び融資組成手数料その他施設・設備整備等に関して必要と認められる費用等を含む。

#### ③ 割賦手数料

割賦手数料は、国が施設・設備費及びその他費用を事業期間にわたって分割支払するために必要な割賦金利であり、施設・設備費及びその他費用を元利均等にて支払うものとして算定した金利の合計額とする。

### (2) 維持管理費

維持管理費は、維持管理開始日から事業期間の終了日までの期間に生じる対象施設の維持管理費、対象設備の維持管理費、周波数の確保、無線局の再申請・検査費及びその他維持管理に関して必要と認められる費用等の総額とする。

### (3) 運用費

運用費は、ひまわり8号の運用開始前に実施する100日間連続観測運用試験の実施に要する費用、衛星管制に係る費用、放射計データ受信に係る費用、通報局資料受信に係る費用及びその他運用に関して必要と認められる費用等の総額とする。

### (4) その他の費用

その他の費用は、事業期間中本事業を実施するために事業者が必要とする管理費等、税引前利益に相当する額とする。

(5) 消費税等

上記2 (1) (③を除く) から (4) までに係る消費税及び地方消費税とする。

### 3 サービス対価の支払い方法及び支払手順

国は、サービス対価を以下のとおり支払うものとする。

#### (1) 施設・設備整備費

##### ① 施設・設備費

施設・設備費は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。

支払額の算定方法は、入札公告時に示す。

##### ② その他費用

その他費用は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回、事業期間終了まで元利均等払いにより支払いを予定している。

支払額の算定方法は、入札公告時に示す。

##### ③ 割賦手数料

割賦手数料は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

支払額は、施設・設備費及びその他費用の合計を元本とし、元利均等払いを前提とする料率をもとに算定する。

割賦手数料の料率は、基準金利と、応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とする。料率の詳細は、入札公告時に示す。

#### (2) 維持管理費

維持管理費は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

なお、維持管理費は、維持管理業務の対象となる静止地球環境観測衛星の数に応じて支払額を変更して支払いを行うことを予定している。

支払額の算定方法は、入札公告時に示す。

#### (3) 運用費

運用費は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

なお、運用費は、維持管理費と同様、静止地球環境観測衛星の数に応じて支払額を変更して支払いを行うことを予定している。

支払額の算定方法は、入札公告時に示す。

#### (4) その他の費用

その他の費用は、事業期間中、運用開始以降、年2回、全30回の支払いを予定している。

なお、その他の費用の支払額は、支払期間を通じて原則として均等額とする。

#### **(5) 消費税等**

表1のうち、①アイ、②、③、④に係る消費税等については、課税対象外のものを除き、その相当額を事業期間にわたり、当該費用の支払いと同時期に併せて支払うものとする。

#### **(6) 支払手順**

サービス対価の支払いは、上記3(1)から(5)で算定された各費用の支払額について、原則として、毎回、事業者から適法な請求書を国が受領した日から30日以内に支払う。支払いについては平成27年4月1日以降、毎年4月1日から9月30日までの半期分及び10月1日から翌年3月31日までの半期分をそれぞれ上記の手続きに従い、年2回ずつ支払う。なお、支払日の当日が閉庁日の場合はその前日までに支払うものとする。

なお、受領委任により、事業者以外の者にサービス対価の支払を希望する場合は、国に適法な委任状を提出し、承諾を得ることを要する。

#### 4 サービス対価の確定

サービス対価は、その内訳を以下の各段階において精査等し確定するものとする。

##### (1) 事業契約締結段階

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとにサービス対価の内訳を算定する。

##### (2) 対象施設及び対象設備の整備に関する業務完了段階

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとにサービス対価の内訳を確定する。

## 5 サービス対価の改定方法

### (1) 基本的考え方

施設・設備整備費は、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記(2)による改定を除き、原則として改定を行わない。ただし、管制運用開始時期が延期となった場合においては、国及び事業者が協議の上、費用の見直しを行うことができるものとする。

維持管理費、運用費及びその他の費用は、必要に応じ各年度単位で見直すことができる。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、国及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

### (2) 施設・設備整備費の物価変動に基づく改定

施設・設備整備費のうち、物価等の変動に基づく工事費の改定等については、入札公告時に示す。

### (3) 維持管理費、運用費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

毎年度一定の時期に、刊行物等により公表される物価指標等に基づき維持管理費、運用費及びその他の費用の改定を行い、翌年度の維持管理費、運用費の支払に反映する。詳細については、入札公告時に示す。